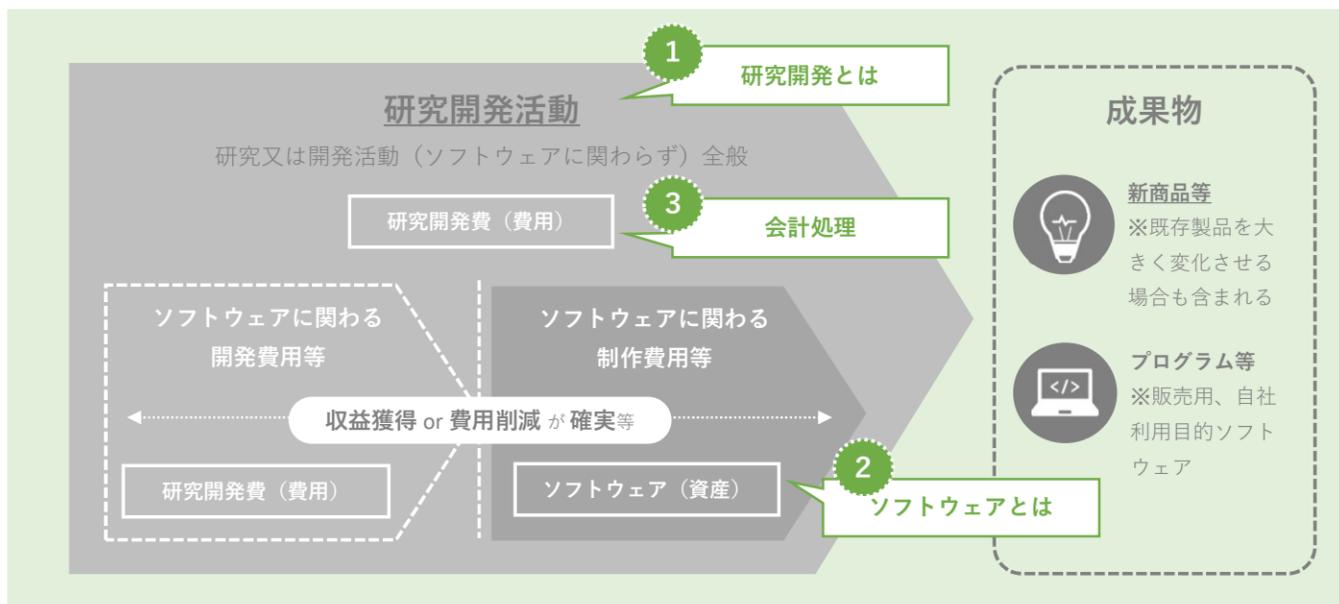


【全体概要図】



1 研究開発とは

(1) 研究・開発の定義

⇒ 「研究」及び「開発」のそれぞれに定義が定められている。

研究 … 新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究

開発 … 「新しい製品・サービス・生産方法」又は「既存の製品等を著しく改良するため」の計画、設計のため、研究の成果その他の知識を具体化すること

やや分かりにくい定義であると思うが、大雑把なイメージは「新しいことへの取り組み」であると認識すると分かりやすいかもしれない。ただし、「新しい」にも程度がある。例えば新商品開発の際、一部の部品を変えただけでも、ある意味新しいと言えるが、研究開発に該当するには、全く新しい商品や、著しい変化が認められるような、相当程度革新的なが求められるのである。

(2) 研究開発費とは

⇒ 上記、「新しいことへの取り組み」に要した費用（支出）が「研究開発費」である。

中には組織的に研究開発に関わる部門を置いている企業もあると思うが、部門で判定を行うのではなく、あくまで活動を基準とする。すなわち、研究開発部門に所属していたとしても、研究開発活動を行っていないのであれば、それらの費用は「研究開発費」には該当しない。逆に部門を設けずとも、研究・開発活動を行う場合には「研究開発費」が発生する。

(3) 研究開発費の管理方法

⇒ 上記の通り、実は研究開発活動の線引きは難しいものがある。

研究開発費の管理方法は企業によって異なるものの、なるべく研究開発プロジェクトごとに活動を区分し、それに要した費用等は整理しておくことをが望ましい。場合によっては原価計算も必要となり、プロジェクト単位の従事時間などが必要となることもあるため、研究開発活動の管理は重要である。

2 ソフトウェアとは

⇒ ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように、指令を組み合わせることで表現したプログラム等をいう。

これもやや分かりにくいですが、会計ソフトを始めとしたパッケージソフトや、オンライン上のクラウドサービスなどを想像するとイメージしやすいかもしれない。

新しいソフトウェアの開発を行うことを考えると、その開発初期段階は研究開発の定義に当てはまるため、時期によって支出が研究開発費として扱われる。そのため、会計上のソフトウェアは開発後に支出した制作費用が該当する。

この研究開発費か、ソフトウェアかの線引きは難しく、会計基準上判断基準が示されている。

この判断基準を含め、ソフトウェアの会計処理は、その制作目的（取得目的）によって、3つの分類ごとに定められている。



一般的には、システム開発を行う会社でない限り、自社開発するのではなく、他社から購入するというケースの方が多いと思われる。しかし、会計処理は取得形態で判定をするのではなく、上記の通り制作目的によって会計処理が決まる。

なお、実務上多いであろう内部管理目的で会計システムや、販売管理システムを購入する場合は、「自社利用のソフトウェア」に該当する。

3 研究開発費、ソフトウェアの会計処理概要

(1) 研究開発費の会計処理

⇒ 研究開発費は資産計上できず、発生時に原則として販売費および一般管理費として処理する。

製造現場における研究開発については一部製造原価に含めることができるが、その場合、棚卸資産に配分されることになってしまうため、内容の明確化が求められており、無条件に製造原価処理できるわけではない点に留意が必要。

なお、支出の対象がたとえ機械装置などの固定資産であったとしても、発生時費用処理が原則（研究開発後の転用が認められる場合には資産計上）。研究開発を外部委託するケースも多いが、その場合は研究内容の検収を行った時点（発生時）で費用処理する。

(2) ソフトウェアの会計処理

⇒ ソフトウェアは資産として処理する。

ソフトウェアの会計処理は前述の通り、その制作目的（①受注制作、②市場販売、③自社利用）によって分類されているため、詳細な会計処理はそれぞれを参照されたい。